

平成28年第7回

教育委員会定例会会議録

交野市教育委員会

1. 招 集 平成28年5月26日(木)午前9時30分
2. 開 会 平成28年5月26日(木)午前9時30分
3. 閉 会 平成28年5月26日(木)午前11時00分
4. 出席委員 八木 隆夫教育長
羽石 寛寿教育長職務代理者
中井 保 委員
森脇 正子委員
亥埜 誠治委員
5. 事務局 松下 篤志教育次長兼教育総務室長・北田 千秋学校教育部長・松川
剛生涯学習推進部長・大湾 喜久男学校教育部付部長兼学校規模適正
化室長・小川 暢子生涯学習推進部付部長・竹田 和之健やか部長・
古賀 伸一生涯学習推進部次長兼青少年育成課長・高崎 育学校教育
部次長兼指導課長・苗村 徹健やか部次長・中村 健一こども園課
長・久保 昌司学校管理課長・真鍋成史社会教育課長・寺本 憲昭給
食センター所長・末松 肇図書館長・川村 光子 図書館課長・後藤
秀也総務室課長
6. 議事日程

日程 1	会議録署名委員指名
日程 2	会議時間決定
日程 3 報告第 9号	教育長の報告について
日程 4 議案第19号	交野市教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則について
日程 5 議案第20号	交野市教育委員会文書取扱規程の一部を改正する規程について
日程 6 議案第21号	交野市教育委員会事務決裁規程の一部を改正する規程について
日程 7 議案第22号	交野市図書館協議会委員の委嘱について
日程 8 議案第23号	交野市学校給食食物アレルギー対応検討委員会設置について
日程 9 議案第24号	平成28年度交野市立学校評議員の委嘱について

- 日程10 議案第25号 交野市立いわふね自然の森スポーツ・文化センター条例施行規則の一部を改正する規則について
- 日程11 議案第26号 交野市立総合体育施設の管理運営に関する規則の一部を改正する規則について
- 日程12 議案第27号 交野市生涯学習基本計画推進委員会委員の任命について

7. 議事内容

八木教育長

皆さんおはようございます。只今から、平成28年第7回教育委員会定例会議を開催したいと思います。開催の前に、事務局から本日の出席状況の報告をお願いいたします。

後藤室長代理

はい。出席状況を報告いたします。本日の出席者は5名でございます。以上、報告を終わります。

八木教育長

報告はお聞きのとおりです。

只今から、平成28年第7回教育委員会定例会議を開催いたします。本日の会議は、お手元に配布しております議事日程に従い進めたいと思います。

まず、日程1「会議録署名委員指名」を議題といたします。会議録署名委員の指名につきましては、交野市教育委員会会議規則第20条の規定に従い、教育長が指名することとしてよろしいでしょうか？

全員

異議なし。

八木教育長

異議ございませんので、森脇委員お願いいたします。

森脇委員

はい。

中井委員

ちょっとすみません。1つ提案があるんですけども。

八木教育長

はい。

中井委員

会議録がとられているんですけども、今まで色んな市議会とか委員会が入っていて、発言内容はこれで良いですかということで事前に送っていただいてそれを参加者がチェックするというのを私も色々経験しています。それで、1時間30分、2時間の会議録をノーマスで記録を取るというのは大変なんですよ。そういう意味で専門のところにお任せしたりとかいうところもあります。今は事務局がやっていただいていますけれども、私もこの間ちょっと発言をさせていただいた内容を議事録で見たら、やっぱり残念ながらちょっとミスがあるということで。私は自分の分は分かるけれども、他の委員の分は分からない。

それともう一つは、読んでいても他の委員のところ明らかに間違っているなというところが残念ながらあるわけで、これは別に事務局の事務能力云々の問題ではなくて、これはミスというのは当然あり得るということ前提で考えなければいけないと思います。

そして、この議事録は公開されています。ということで、我々自身も発言内容に責任をもたなければならないということもありますし、最悪の場合は訴訟とかそういうリスクも踏まえて我々発言しているわけですので。

それと、数年前に元教育委員の神谷先生が、「事前に議事録を送ってください」ということをおっしゃったんですが、今現在は議事録の抄録、いわゆる簡単にまとめたものを送っていただいているんですが、自分の発言に対してそういうリスクもあるし公開される責任もあるということで、万が一のミスのためにチェックしておきたいということですので、出来れば事前に議事録署名人が署名をする前にそれぞれの先生方に送っていただいて、その発言内容をチェックしていただくと。当然無制限ではなくて、3日以内とか1週間以内ということにやっていたら、やはり我々自身の発言に対して責任をもつことができますし、当然リスクに対応することも出来ますということ。

ご提案と言ったらおかしいですけども、私からの要望で、議事録署名人が署名する前にそれぞれの先生方に、「それぞれ発言内容がこれでよろしいですか」というチェックをしてもらおう。これは特別な話ではなくて、一般的に市議会とか委員会によくされている話なので、出来ればそういう風にしていただきたいということで。

少なくとも私に関してはそういう要望をしたいと思います。要望と

言いますか意見と言いますか、そういうことをちょっと発言させていただきます。

八木教育長 今のご意見につきまして、他の委員さんから何かご意見はございますか？

森脇委員 良いことだと思います。

亥埜委員 そうしていただけると有難いです。

八木教育長 今のご意見を承りまして、事務局として悪いことではないんですけども少し検討させていただきたいと思います。若干時間をいただきたいと思います。

中井委員 はい。

八木教育長 実際に物理的な問題で、時間的にどの程度で出来るのかということを検討させていただきます。

中井委員 はい。

八木教育長 それでは、森脇委員宜しく願いいたします。

森脇委員 はい。

八木教育長 次に、日程2「会議時間決定」を議題といたします。会議時間決定につきましても、教育長一任とさせていただいてよろしいでしょうか？

全員 異議なし。

八木教育長 ご異議ありませんので、只今より協議会を含めて午前11時30分までといたします。尚、本日は午後1時30分よりアウィーナ大阪で教育委員さんも私もなんですが会議がございますので、それに間に合うように移動時間、食事時間も含めて午前11時30分には協議会も終わらせていただきたいと思いますので、宜しくお願いいたします。

ます。ですから、ご発言、説明は簡潔にさせていただくようお願いいたします。

続きまして、日程3 報告第9号「教育長の報告について」を議題といたします。それでは、報告事項1「学校教育施設の目的外使用許可について」の概要説明をお願いいたします。

久保課長

はい。報告事項1「学校教育施設の目的外使用許可について」ご報告させていただきます。

まず、本日もご報告させていただく前に、前回4月の定例会の折に農業体験学習の開催に伴う使用許可の関係で申請者が交野市長となっております。市の所管課の方に対するご質問をいただいたんですけども、その時にお答えできませんでしたので、この場でご報告させていただきます。市の方の所管課といたしましては、地域社会部のみんなの活力課が所管窓口となっております。その農業体験学習にかかる指導等につきましては生産連合会の方が行われるということで、まずご報告させていただきます。

本日の報告をさせていただきます。

まず1点目、こちらは申請者が交野市長となっております。日にちといたしましては、4月17日(日)午前6時~午後4時と。使用施設といたしましては、第1中学校、第2中学校、交野小学校、長宝寺小学校、岩船小学校、それから倉治小学校のグラウンドと体育館。目的といたしましては、4月17日に開催されました交野マラソンに伴うスタッフの集合場所ということで使用許可をさせていただいております。

2点目。申請者につきましては、交野市消防本部消防長平井正喜となっております。使用日時といたしましては、5月8日(日)午前8時~午後1時まで。使用施設といたしましては、第4中学校の校庭で、実際その目的といたしましては水防訓練を実施されております。

3点目。こちらと同じく交野市消防本部の平井消防長の申請でございます。日時といたしましては5月26日(木)及び5月27日(金)となっております。午後9時30分から…。すみません、時間の方が間違っております。午後7時30分から午後10時でございます。実際使用する施設といたしましては、第4中学校の校舎の北側の駐車場及びコンセント。その目的といたしましては、新消防団員の基礎訓練の事前訓練を実施するということで申請が出ているものでございます。もう1度時間を申し上げます。午後7時30分から午後1

0時ということで訂正の方お願いいたします。

4点目。こちらは申請者は黒田市長でございます、日にちが5月29日(日)午前8時30分～午後5時まで。使用施設といたしましては私市小学校の敷地でございます、目的といたしましては、おりひめフェスティバルの関係者用駐車場となっております。

5点目。こちら申請者につきましては黒田市長でございます、使用日時は6月26日(日)午前8時30分～午後9時まで。使用施設といたしましては、交野小学校のグラウンドとなっております。目的といたしましては、「交野ゆるキャライベント」関係者用駐車場ということでございます。

6点目。こちらの申請者につきましても、交野市長でございます、使用日時といたしましては7月30日(土)と7月31日(日)となっております、使用時間は午前8時30分から午後10時30分までとなっております。使用施設といたしましては、私市小学校敷地でございます、目的といたしましては「七夕まつり」関係者用駐車場となっております。

7点目。こちらの申請者も黒田市長でございます、使用日時といたしましては、11月19日(土)及び11月20日(日)となっております。使用時間といたしましては、午前9時～午後5時まで。使用施設といたしましては、第2中学校の体育館とグラウンド。こちらにつきましても、避難所の運営訓練のためとなっております。

8点目。こちらの申請者も黒田市長でございます、使用日時といたしましては11月27日(日)午前8時30分～午後9時まで。使用施設といたしましては、交野小学校の校庭となっております。目的といたしましては、「交野にぎわい交流フェア2016」の関係者用駐車場となっております。

以上の8点につきまして、内容を確認した上で使用許可をさせていただきます。以上で報告を終わります。

八木教育長 はい、すでに終わってしまったものと、これからのものもござい
ますが全部で8件ありますが、その趣旨を許可したという報告ですが、
何かご意見はありますか？

全員 質疑なし。

八木教育長 よろしいでしょうか？それでは質疑なしと認めます。続きまして、

報告事項2「幼保連携型認定こども園への移行について」の概要説明をお願いいたします。

中村課長

はい。「幼保連携型認定こども園への移行について」ご説明させていただきます。平成29年4月に、公立幼稚園3園を子ども子育て支援新制度で新たに制定されました幼保連携型認定こども園に移行したいと考えており、今回そのご提案をさせていただくものでございますが、資料をご覧くださいます前に制度の概要につきまして少しだけ説明させていただきたいという風に思っております。

これまで国の制度では、文部科学省が所管する学校教育施設としての幼稚園と、厚生労働省が所管いたします児童福祉施設としての保育所がそれぞれ別のものとして位置づけがなされておりました。しかし、そのような中、本市の公立幼稚園ではこれまで幼保一元化を掲げ、園内で幼稚園と保育所を一元的な運営を行ってまいりました。この度の国の制度改革、すなわち子ども子育て支援新制度におきまして新たに創設されました幼保連携型認定こども園は、これまで本市が推進してまいりました幼保一元化の理念に合致いたしますため、法制度上におきましても一元的な幼児教育あるいは保育の提供が可能になると考えております。

さて、本市の公立幼稚園を認定こども園に移行するにあたりましては、これまで幼稚園部分の4歳・5歳、いわゆる年中・年長クラスのみを受け入れをしてまいりましたけれども、新たに3歳児につきましても受け入れを計画しておりますことから、教育保育の定員の弾力化により多様なニーズに対応できるよう定員の見直しを図り、課題であります待機児童の解消に向けまして今後更に幼児教育の拡充を進めていくことを可能にするものであるという風に考えております。

それでは、資料に基づきまして説明させていただきたいと思えます。資料の方をご覧くださいますよう宜しくお願いいたします。まず、幼稚園の現状・課題でございますが、資料の中ほど、黒の四角のところにとめてございます。現状でございますが、3園とも幼稚園の入園者数が定員の数大きく下回っております。施設の有効活用がなされていないという状況でございます。

幼稚園児数につきましては、平成18年度と比較いたしますと平成31年度には43.4%のマイナスが生じる見込みになってございます。また、保育所につきましては、園によって若干差はありますけれども、全体として定員を上回る入園者数となっております。定員を上

回って入所させているというような状況でございます。

子ども子育て支援新制度によりまして、保育の必要性を判断していた1ヶ月あたりの就業時間数も緩和されております。そのことによりましてますます保育ニーズが高まっておりますことから、1番下のところでございますけれども、現在の既存施設を活用し現状のニーズに対応するため幼保連携型認定こども園へ移行すると、このような計画でございます。

次のページの方をご覧くださいなのですが、認定こども園の方に移行した場合移動になるかというようなことでございます。資料の表の中で、1番左のAと書いてます部分が現在の幼稚園の形です。幼稚園の中は幼稚園部分と保育所部分に今は別れてございます。Bの部分は、幼保連携型認定こども園に移行した時の中身です。1号定員と3号定員に分かれておりますが、これは現在で言うところの1号定員は幼稚園の部分、2号・3号定員と言われるのは保育所の部分という形になります。

その下にございますように、移行するに際しまして教育保育の質を高め、1号定員の幼稚園部分におきまして3歳児からの入園を受け入れることといたしまして、定員の総数をトータルで現状の180から166に若干幼稚園部分については点が下がりますけれども、その分2号・3号認定、いわゆる保育所部分につきましては、定員の総数を現在の350から409へ59名の定員枠の拡大を図るというような計画でございます。

続きまして、資料中程の延長保育事業につきましては、幼保連携型認定こども園へ移行後につきましても、引き続き延長保育事業と現在幼稚園部分で行っております一時預かり保育事業につきましては、継続して実施をしていく。また、夏休み期間中の幼稚園での一時預かり保育は現在は実施しておりませんが、認定こども園移行後につきましては、夏休み等の長期休暇中につきましてもこの事業を拡充していくということでございます。

最後に、今後のスケジュールでございますが、6月議会におきまして条例の上程を予定しております。これは、幼保連携型認定こども園の設置に関する条例ということになります。この認定こども園の移行につきましては、新たに3歳児クラスの受け入れを予定しておりますことから、若干の教室の整備が必要になってまいります。その分の費用につきましては、この6月議会で補正予算を議会に上程する予定とさせていただきます。10月になりましたら3園の募集要綱を

配布いたしまして、29年の4月に幼保連携型認定こども園への移行、条例の施行をしたいという風に考えております。

以上、報告を終わらせていただきます。宜しくお願いいたします。

八木教育長 はい、説明は終わりました。質疑を受けたいと思います。質疑はありませんか？

森脇委員 すみません。

八木教育長 はい、森脇委員。

森脇委員 よく分からないんですけども、幼稚園と保育所は基本的に母親のニーズが違うので、今までは時間が違ってましたよね、お迎えの。保育所に入る子を幼稚園に3歳から受け入れるということは、どういうことなんですかね？幼稚園は今まで通りお迎えが早いですよね。それを前提として希望を募るということですかね？そういうことですかね？

中村課長 はい、そのつもりです。

森脇委員 それは保護者にとってどういうメリットがあるんですか？保育所に預けている人は保育所に預けなければいけないから保育所に預けているわけですよね。「枠が広がりましたよ」と言って、保育所に預けていた人が幼稚園に預けるのでしょうか？どういうときにどういう人がそういうニーズがあると考えられてるんですか？

中村課長 保育所が必要な保護者の方につきましては、ここで言うところの2号・3号認定という認定をさせていただいております。これは、お父さん、お母さんの今の状況がお仕事等で保育所が必要な方という認定になりますが、その方は今まで通り保育所に入所していただくという形になります。

それと同時に、1号認定というのは今まで言う幼稚園の部分になります。言っても同じ年頃の子どもさんですので、保育と教育に分かれるのではなくて、同じように質の高い教育を一緒に受けて同じ環境で過ごしてもらおうということです。ただ、保育所が必要な子どもさんというのは、お父さん、お母さんのお仕事が終わるまでは園の中で預か

りますよというような、今までのばっかり分かれていた幼稚園と保育所を混合させるような新しいスタイルの制度という風に捉えていただければと思います。

森脇委員 多分幼保連携型がちゃんと理解できてないからだと思うんですけども、申し訳ないんですけども、皆さん分かってらっしゃるかもしれないんですが、保育所に今まで行ってた人が3歳児からはその時間までは幼稚園の人と一緒に過ごせて、その後そのまま預かってもらえるという意味ですか？そうじゃない？

中村課長 はい、そういう感じですね。保育所の子はどうしても朝から夕方まで園で過ごすということになります。幼稚園の子は朝から昼過ぎまで一緒に過ごしますけれども、昼過ぎにはお迎えに来てもらって帰るという形になります。

逆に、今ご説明させていただきました一時預かり保育児童というのがございます。これは何かと言いますと、特に今申し上げております幼稚園部分の本来早く帰る子どもさんにつきましても、お父さん、お母さんのニーズに応じて保育所の子と一緒に夕方までお預かりしていますよというような取り組みになります。ミックス型と言いますか、同じように教育を受けてもらって、同じように過ごしてもらえようかという取り組みになっております。

森脇委員 分かりました。

中井委員 すみません。

八木教育長 はい。

中井委員 基本的なことをお聞きするんですけども、1番最初に提案という風におっしゃいました。それで、一応報告事項なので、その辺のところを制度的に質問したいんですけども、今回認定こども園法というのは、いわゆる教育基本法の第6条の学校だと言われていいますよね。ところが一方、この所管は地方自治体の長ということで、今後認定こども園は市長所管に移るんですか？それとも従来の幼稚園部分は教育委員会で、保育園部分は市長部局なのか。それをまず疑問がありますので教えていただきたいと思います。

苗村次長 現状の幼稚園の制度でも同じなんですけれども、今回認定こども園法が改正されて、今ご説明させていただいたように幼保連携型認定子ども園というのが出来ているんですけれども、本市では早くから幼保一元という幼稚園という仕組みでやってきました。従来、幼児対策室、子ども室という名称で運営しておったんですけれども、健やか部という機構を作った時に、教育委員会から補助執行という形で市長部局に幼稚園部分の教育の部分をもってくるという形で規則の法定めをさせていただいております。

中井委員 はい。

苗村次長 そういう状況は基本的には何も変わらないという認識でございます。

中井委員 はい。今規則のことをおっしゃいましたけれども、規則が今手元にあるだけけれども、いわゆる事務部門、管理部門ということで、学校教育法に基づく学校ですよ。学校教育の有無までその規則では移管していますか？事務部門を移管というのは、私も昨日インターネットで調べたんですが、1番の問題は、従来は幼稚園の学校部分というのは学校教育法で、児童福祉部分は児童福祉法でされていたんですよ。したがって、交野の幼稚園も。

ところが、今回認定こども園ということで、学校部分は認定こども園法ということに変わって、学校教育法から認定こども園法に変わっているわけですよ。児童福祉法の部分は一緒ですよ。でも、一体的に管理しようということで。

この辺がよく分からないんですが、教育基本法の6条であって、今まで学校教育法の管理部門は市長部局に移管したけれども、教育部門まで移管しているような条文ではないんですよね？

苗村次長 中井委員がおっしゃっている部分は、今回地方教育行政法の改正で認定こども園の事務そのものが首長の事務という形に定められてまして。

中井委員 そうですね。

苗村次長 教育大綱を定めなさいということと同じように、認定こども園の事務については首長の事務ですよと訳され？ていますので。

中井委員 そうですね。基本的には、従来の認定こども園は、学校教育法の幼稚園から認定子ども園法に変わるということで。制度上から言ったら、教育部分は教育委員会から市長部局に変わると、こういうことですよ？

苗村次長 はい。

中井委員 一応この規定でも、「執行にあたり教育委員会の意見を聞く等の関与がある」となっているんですよ。従って、前の交野幼稚園は、事務部分は事務局にいったけれども、学校教育の部分は従来通り教育委員会ということだったわけで。今回はいわゆる関与にとどまると、こういうことになっていますよね。そうした場合、先程おっしゃいました府知事の認可も当然いるわけですよ。このスケジュールにいつ頃認可申請されるのか入ってないですけども。

苗村次長 認可も必要です。

中井委員 認可も必要ですよ。

苗村次長 はい。

中井委員 ここに入っていないけれども、条例上程前に認可作業をするのかどうか。

苗村次長 条例制定後です。

中井委員 制定後で良いんですか。なるほど。大体いつ頃認可申請されるんですか？

竹田部長 12月に仮の提出をいたしまして、本提出が1月の予定でございます。

中井委員 はい。ということはそれは。

竹田部長 設置の届け出でございます。

中井委員 ということは、認可申請は市長の名前で認可申請になるわけですよね？今度の場合はね。

竹田部長 はい。

中井委員 そうすると、先程のご提案と言いますか報告事項に入っていますけれども、制度上の問題で手続き上の問題の話をしているんですけども、教育委員会から学校教育として外れるということなので、その辺の手続きは教育委員会の例えば何条ですか？いわゆる学校の廃止部分の話は、教育委員会の手続きは一般的には不要なんですか？

竹田部長 次の定例教育委員会で規則の改正を。

中井委員 ですから、制度移管につきまして今日は報告だけでも、基本的には提案が必要ではないかなと思うんですけども、それはどうなんですか？

苗村次長 すみません、今回こういった形で公的に組長首長の事務になったと。

中井委員 そうということです。

苗村次長 認定こども園の設置をさせていただくというご報告なんですけれども、これに関して今の幼稚園条例でありますとか、各規則にそれぞれの改正、改廃というのは当然必要になってきますので、次回の教育委員会の議案にあげさせていただく予定をしております。

中井委員 ということは、地方教育行政法の学校の廃止ですよね？基本的には、いるわけやね、これは。

松下室長 幼稚園条例廃止ですから、規則の廃止と6月の定例教育委員会で議案としてあげさせていただきます。

中井委員

それは、いると思ったので。日程も入ってないし。

それともうあと1点。幼稚園の問題で、5～6年前に行財政改革の中で公立幼稚園の縮小案が出ましたよね。私は委員で入っていたんですが、結局その時に議論されたのは公立幼稚園のいわゆる在り方・必要性というのがありました。

その中でやっぱり小学校教育と幼稚園教育との連携。その中で私立幼稚園というのはいわゆる府の教育委員会の管轄であって、交野市の幼稚園がいわゆる市の教育委員会の傘下にあるということで、やはり1つのモデルとか指標とか幼稚園教育のそういうところの中で公立幼稚園は必要なんですと、そういうお話をされる方がおられました。その辺の中で、いわゆる学校教育から幼稚園部分が外れる中で、市長部局にいった段階で小学校との連携とかそんなのがですね、従来通り制度上認定幼稚園の話が出ていますので、これは制度上仕方がないかなと思うんですけども、例えば私立幼稚園の場合、なかなか私立幼稚園の教育まで関与できないと。いわゆる学校教育部がね。その辺の中で、他の私立幼稚園との関係性とイコールみたいにならないかという風な不安があるんですけども、その辺のところはどうなんでしょう？従来通り連携出来るとか。

竹田部長

当然中井委員がおっしゃるように、私立とは違います。公立の幼稚園は、現在でも各進学先の小学校とは連携を密にして申し送り等もしておるところでございますが、そのことにつきましては、当然より一層連携をとるというところは努めていく必要があると考えております。

中井委員

その辺のところ、いわゆる市長部局に移った段階で事務管理等ね、入園の手続きとかは前の協定かな、条例かな、規則かな、何かに書いてますけれども、いわゆる幼児教育という学校教育に係る部分ですよね。幼稚園の学校教育ですよね。その辺の部分はどういう方向で担保していくという風にお考えですか？

竹田部長

具体的にですか？

中井委員

今まで出来ていたということ前提にしてですよ。

竹田部長 はい。

中井委員 どうなのでしょう？これは市民からそういう風な。

竹田部長 当然その辺りは必ず必要な事項というところで、今後手続的には諮問機関であります子ども子育て会議に諮らせていただいといるところになります、そういうご意見も当然いただくことになると思います。十分に努めていくという形で考えてございます。

中井委員 そうですね。「地方公共団体の長が事務を管理執行するにあたり、教育委員会の意見等の関与」ということで、この辺宜しく願いたいと思います。

竹田部長 はい。

中井委員 私は以上です。

八木教育長 はい、他にございませんか？

森脇委員 もう1つだけ良いですか？

八木教育長 はい、森脇委員。

森脇委員 定員が増えるということは、当然これは定員を増やしたということであって、保母さんの人数確保の目途というのはついているんでしょうか？

苗村次長 保育士のお話をしたと思うんですけども、今現状我々幼稚園として一体運営させてもらってます。その職員につきましては、幼稚園部分での採用でありまして、幼稚園教諭の免許と保育士の免許と両方持っている方を条件に採用させてもらってますので、幼稚園と保育所の中で定数を振り返るという作業の中で必要な人数は、当然預かる定員によって保育士の数というのは決まってきます。それがトータルとしては、今の現状の職員の中で対応できるという風に考えております。

森脇委員 いけるということですか？

苗村次長 はい。

森脇委員 そうなんですな。

八木教育長 はい、他にご意見ございますか？

亥埜委員 いいですか？

八木教育長 はい。どうぞ、亥埜委員。

亥埜委員 幼稚園の子と保育所の子が同じクラスになることはないんですか？混ざってるんですか？今幼稚園はどんな状態ですか？

中村課長 同じクラスの中で同じように教育を受けております。

亥埜委員 全然そういうのは分けたりはしてないんですか？

中村課長 しておりません。

亥埜委員 そうですか、ありがとうございました。

八木教育長 他にご意見ございませんか？よろしいでしょうか。

全員 質疑なし。

八木教育長 それでは、質疑なしと認めます。
続きまして、報告事項3「平成28年度交野市立小・中学校歯科医師の一部変更について」の概要説明をお願いいたします。

久保課長 はい。交野市歯科医師会の奥田会長より、平成28年4月1日をもって第2中学校の学校歯科医を変更した旨の通知が別添資料の通りありましたので、ご報告させていただくものでございます。前任が呉本時男様。今度新任が梶孝夫様ということでございます。以上でございます。

八木教育長 はい。もうご存知の方もいらっしゃるかと思いますが、呉本先生がお亡くなりになりましたので、交代ということでございます。質疑はありませんか？よろしいでしょうか。

全員 質疑なし。

八木教育長 はい、それでは質疑なしと認めます。それでは、以上でもって日程3 報告第9号「教育長の報告について」を終わります。

続きまして、日程4 議案第19号「交野市教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則について」と日程5 議案第20号「交野市教育委員会文書取扱規程の一部を改正する規程について」及び日程6 議案第21号「交野市教育委員会事務決裁規程の一部を改正する規程について」をあわせて議題といたします。事務局から説明をお願いいたします。

後藤課長 はい。今回の改正は、平成28年度より教育委員会内に学校規模適正化室というのを設けまして、また参事職というのを廃止されましたことに伴い関係規則及び規程を変更するものでございます。それではご説明させていただきます。

新旧対照表を付けておりますのでご覧ください。まず、交野市教育委員会事務局組織規則の一部改正ですが、第4条第2項1号の学校管理課の分掌事務でありました、「学校教育審議会に関すること」を学校管理課から教育総務室の分掌事務に変更いたしております。

次に、第5条で臨時機構なんですけど、第2項として学校規模適正化室の設置について追加しております。また、第6条第3項に「部に参事」と記載されておりましたところから「参事」を削除しております。

次に、交野市教育委員会文書取扱規程の一部改正ですが、別表の教育総務室の下のところに「学校規模適正化室」と「交教適」を追加しております。

最後に、交野市教育委員会事務決裁規程の一部改正ですが、個別専決事項といたしまして、新たに、「4. 学校規模適正化室に関する事項」を加えさせていただいております。すべて28年4月1日から施行させていただきたいと思っております。

以上、簡単ではありますが、議案19号・20号・21号の説明とさせていただきます。ご承認のほど宜しくお願いいたします。

八木教育長 はい。大変な長い資料がたくさんあるんですけども、例えば学校教育審議会の部分が移動したとかいうのは、記号が1個飛んでなくなって全部繰り上がってるというだけの話なんですけれども。

中井委員 どこかアンダーラインか何か。どこが変わったのか分からない。条例で変わったところはアンダーライン引いて。

後藤課長 付けてます。

中井委員 付けてるの？

羽石教育長職務代理者 後は付いているけど、前の方は付いてないんですよ。

後藤課長 すみません。

中井委員 組織規則はどこが変わったんですか？

後藤課長 組織規則は4条2項ですね。「学校教育審議会に関する事」という分掌事務を学校管理課にあったものを教育総務室にもってきたんです。

中井委員 そうですね。

後藤課長 はい。次に、5条のところでは臨時機構というのがあるんですけども、そこに第2項として「学校規模適正化室の設置について」を入れています。

中井委員 第4条の「テ」が追加ですね？

後藤課長 そうですね。

中井委員 第4条の「テ」が追加。削除はどこですか？

松下室長 第4条第2項第1号の「ソ」。

中井委員 何ページですか？学校教育部からもっていったんですよね？

後藤課長 学校管理課から。

松下室長 学校管理課から教育総務室の方に移管させていただきました。

羽石教育長職務代理者 後藤課長、やっぱりアンダーライン引かないと。

後藤課長 すみません。

松下室長 アンダーライン引くようにします。

後藤課長 すみません、分かりにくいですね。

八木教育長 1番最初の行が1つ抜けているのでね、ここから抜けたんだと思います。それとあと、参事が…。

羽石教育長職務代理者 「部に参事」。

八木教育長 「部に参事」がなくなっています。

森脇委員 これがこうなりましたという、何故そうなったのかということだけ言っていた方が早いんですよね。それだけで良いんじゃないかと私は思います。

後藤課長 適正化室が出来たというような？

森脇委員 そうですね。それで良いんじゃないですか。

後藤課長 それで良いですか。

森脇委員 はい。

中井委員 いやいや、大体法律とか規則の改変はね、この表自体が議案ですから。変わったということを簡単に言っていた方が。

八木教育長 はい。そんなことが出来たので、色々略語も変わったとかいう話なんです。

後藤課長 宜しくお願いします。

八木教育長 すみません、どうも。

中井委員 で、今の議案はどこまでですか？

後藤課長 21号です。

中井委員 議案21号まで。一気にいってしまったんですね。

後藤課長 はい。

中井委員 議案の21号でちょっと。

八木教育長 21号ですか？

中井委員 はい。

八木教育長 21号というのは、決裁の規程ですね？

中井委員 はい、決裁規程ですね。決裁規程というのは、条文そのものは私も昨日やっと見たんですが。委員会の事務決裁規程の全文をお持ちですか？

後藤課長 付けさせていただいてるんですが。

羽石教育長職務代理者 「目的」から載ってますよ。決裁規程。

中井委員 これは教育長のもってる決裁権限を部長・課長に移すという話ですよ？それで、これは教育委員会の事務局機能は2つあって、教育委員会の事務機能と、それともう1つは教育委員会から教育長に委任した業務の事務と2つあるわけですよ。それでこの21号というのは、教育長の事務決裁の委任の話ですよ？多分全文はそう書いてた

と思うんですけども。

松下室長 権限に属する事務の。

中井委員 教育長のね。

松下室長 はい。

中井委員 教育長のね。「この規程は別に定めるものの他、交野市教育委員会教育長の権限に属する事務の円滑かつ適正な執行を確保するとともに責任の明確を図るため」ということで、いわゆる事務局の機能のうち、教育長の決裁部分という理解で良いんですよね？それをまず理解したうえで、基本的には生涯学習事業の企画及び実施に関すること、まさに事務部門がこういう風にならされているんですよね。

その中で、今回追加の部分で学校適正化の話なんですけれども、今回追加なので議論しておかないことには。

松下室長 臨時機構として学校規模適正化室が設置されましたので、それに伴った追加でございます。

中井委員 そうということですね。それで、この全文で、「学校規模の適正化にかかる基本構想及び基本方針に関わること」ということで書いてあるわけですよね。それで、他の部は事務部門のことをいわゆる事務処理の決裁委任を書いてあるわけですよね。ここだけが、「基本構想及び基本方針に関わること」と書いてあるんです。

何を言おうとしているかと言うと、学校の適正化というのは学校の改廃に伴うもので、基本的には教育委員会から教育長に委任されない項目ですよね。委任されていない項目です。委任されていない項目が、「基本構想及び基本方針に関わること」ということで事務決裁規程の中にこういう表現で記載されていて法的に問題ないのかということをおもいましたが、これはどうなんですか？

松下室長 当然基本構想とか基本方針に関することにつきましては教育委員会に諮ってということになるんですけども、その事務手続き上の話の中で部長にその権限を委任したということで、最終的にそういう風な基本構想を策定するときにつきましては、教育委員会の方に諮らせ

ていただきたいという風には考えております。

中井委員 そうですね。したがって、それは他のところでは事務にかかわることとか明確にされてるわけですよね？

松下室長 はい。

中井委員 ここだけがないので、基本的には、「学校規模の適正化に係る基本構想及び基本方針の事務にかかわること」というのが適正な条文ではないかなと思いますけれどもね。

文章というのは1人歩きしますから、それで変に誤解されたり何か起こった時に困るので、この辺の文章の法的なチェックをされておいた方が良いのではないかと思います。

松下室長 分かりました。

中井委員 理由は権限委任されていない部分ということで、前段とここの文章的な齟齬があるのではないかなと、そういう印象を持ちましたので、これはちょっとチェックしていただきたいと思います。

八木教育長 例えば、入れるんですか？入れないんですか？どうしますか？

中井委員 今綺麗にさせていただいた方が良いかも分かりませんね。

松下室長 そうですね。

中井委員 はい。

羽石教育長職務代理者 これね、初めに教育委員会事務決裁規程となっているんだから、これ全体が事務を競う、こういう風にとれるんじゃないですか？

松下室長 そうですね。

羽石教育長職務代理者 ねっ。

中井委員 いやいや、私が申し上げてるのは、第1条で「交野市教育委員会教

育長の権限に属する事務の円滑」とあります。これを申し上げているわけですが、したがって、この学校の改変等につきましては教育長の権限には属していないわけで、委任されていないわけですからね。それで問題を指摘したということです。

松下室長 ちょっとその部分につきましては検討させていただいて、またご報告させていただきます。

中井委員 はい。お願いします。

八木教育長 では、この件に関しては検討ということで。他に何か質疑はありますか？

全員 質疑なし。

八木教育長 はい。それでは、検討するということを含んだ上で、議案第19号、20号、21号につきましては、一応はご承認いただいたということでよろしいでしょうか？

中井委員 修正を前提として。

八木教育長 はい。修正を前提として。それでは、以上で日程4・5・6を終わらせていただきたいと思います。

次に、日程7 議案第22号「交野市図書館協議会委員の委嘱について」を議題といたします。事務局からの説明をお願いいたします。

川村課長 「交野市図書館協議会委員の委嘱について」交野市立図書館条例第4条の規定に基づき、次の通り委嘱しましたので、委員会の承認を求めます。委嘱者は今回1名です。大阪府の人事異動のために一部変更がありました。1枚めくっていただいた委員名簿の1番下の方が変更になっております。委員の任期は前任者の在任期間となっておりますので、平成28年4月1日から平成29年3月31日までの1年間となっております。以上です。

八木教育長 はい、説明は以上の通りです。本件につきまして、何か質疑はございませんか？

中井委員 新規はどなたが？

八木教育長 1番下の方です。山岡さんです。

中井委員 山岡さんですか。

八木教育長 はい。前の前任者の任期切れに伴う後任の方です。よろしいでしょうか？

全員 質疑なし。

八木教育長 それでは質疑なしと認めます。それではお諮りいたします。議案第22号「交野市図書館協議会委員の委嘱について」は、原案の通り承認してよろしいでしょうか？

全員 異議なし。

八木教育長 異議なしと認めます。それでは、本件は原案の通り承認されました。続きまして、日程8 議案第23号「交野市学校給食食物アレルギー対応検討委員会設置について」を議題といたします。事務局からの説明をお願いいたします。

寺本所長 はい。先に資料の差し替えをさせていただいておりますので、お手元にご覧いただけますでしょうか？

八木教育長 綴じられている方は何か分からないですけれども、違って別にご覧になっている方がいるということですね？

寺本所長 はい。

八木教育長 分かりました。

寺本所長 それでは、交野市学校給食食物アレルギー対応検討委員会設置要綱（案）及び構成員の説明をさせていただきます。
初めに、新給食センターの稼働に伴い、食物アレルギーを有する児

童・生徒に対し症状に応じた適切な学校給食の提供を行い、保護者・学校給食センターが一体となって児童・生徒が心身ともに健全な学校生活を送れるようにアレルギー源、食品を除去した除去食の開始を始めたいと考えております。宜しく願いいたします。

それでは、交野市学校給食食物アレルギー対応検討委員会設置要綱（案）の説明をさせていただきます。

（設置）

第1条 食物アレルギーを持つ児童及び生徒の健康な生活と健やかな成長を目的に、食物アレルギー対応の学校給食について検討するため、交野市学校給食食物アレルギー対応検討委員会を設置する。

（所掌事務）

第2条 委員会は次に掲げる事項を所掌する。

- （1）アレルギー対応給食の調査及び研究に関すること
- （2）アレルギー対応給食の実施内容及び実施方法に関すること

等になっております。

（組織）

第3条 委員会は、委員15人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、教育委員会が委嘱する。

- （1）学校長
- （2）学校医
- （3）養護教諭
- （4）栄養教諭
- （5）調理人
- （6）市内の小中学校または中学校に通う児童又は生徒の保護者
- （7）交野市学校給食運営委員会委員
- （8）その他、教育長が特に必要と認める者

となっております。

（任期）

第4条 委員の任期は、委嘱の日から2年間とし、再任を妨げない。

(役員)

第5条 委員会に会長及び副会長を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選により定める。

となっております。

(会議)

第6条 委員会の会議は、会長が招集する。

2 会議の議長は、会長がこれに当たる。

となっております。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、教育委員会学校給食センターにおいて処理する。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、会長が別に定める。

附則

この要綱は、平成28年6月1日から施行する。

となっております。

次に、構成委員の説明をさせていただきます。交野市学校給食食物アレルギー検討委員会委員名簿(案)について説明させていただきます。NO. 1から説明させていただきますので、宜しくお願いします。

学校長代表、荒木和代校長先生。学校医、市PTA代表については只今調整中でございます。養護教諭、第4中学校田村和先生。表の5は調整中となっておりますが、昨日委員として来ていただけることになりました養護教諭が、藤が尾小学校小山未佳先生になっております。宜しくお願いします。栄養教諭、山口夕子先生、福知有紀子先生。教育委員会事務職員、学校教育部付部長大湾喜久男。以降団体名は省

かせていただきます。学校管理課長久保昌司。指導課課長代理栗田康子先生。調理員田伏久美子。学校給食センター所長寺本憲昭。所長代理香川万紀。所長代理出村公一となっております。

以上でございます。ご承認の程宜しくお願いいたします。

八木教育長 はい。説明は以上の通りです。質疑はありませんか？

森脇委員 はい。この委員会を設けた意味というか、やっぱり今現在これからもアレルギーを持っている生徒が給食によって事故が起きないようにするためにということが目的ですよ？

寺本所長 はい、そうです。

森脇委員 そうですね、そうだと思うんです。それも大切だと思うんです。もちろんね。これからどんどん増えてくることですよ。これは今のままでいけば。もうここ数十年増え続けているので、データの的にも物凄い勢いで増えているんですよ。戦後すぐの私達の子どもの頃は本当になかったんですよ。

それで、これからも増え続けるという中で、私達大人として、また教育委員会という子どもの教育に幸せな子どものかという中で、そういう対処も大切ですが、それとともにこういう委員会を設置するのであれば、これからなるべくそういうことが増えないようにするための…。難しいんですけどね。食べ物に対する親への教育であるとか。皆さんそれは分かっていると思うんですけども。

中井委員 食育。

森脇委員 食育の方でね。それを外してこれだけやるのはちょっと片手落ちだと思うし、物凄い人数の方がいらっちゃって大変なことなんですけれども、それとともに食育の方もあんなに立派な給食センターがあるわけだから、食育に基づく給食の作り方というのはちょっとこれとはまた違ったところにあるのかなと思います。

寺本所長 この要綱の設置の中では、そういった食育推進について話をしながら栄養教諭の先生も入っておりますし、また設置要綱以外にも栄養教諭の先生が各学校に回って、今は3名ですけれども食育推進やアレルギー

ギー等について児童・生徒に話をさせていただいております。

森脇委員 ここであんまりこういうことを議論してもダメだと思いますけれども、食育ということに対しての頭をやっぱり給食はもたないといけないなと私はすごく思ってまして、このメンバーも栄養学と食育学は全然違うところなので、そういう食育に関することが分かってらっしゃる方も入った方が良いのではないかなと個人的に思います。

寺本所長 栄養教諭の先生が2名入っておりますので、食育については栄養教諭の先生に。また、養護教諭の先生もこういった観点から食育についても勉強しておられますので、その辺は食育については栄養教諭の先生が中心になって話をさせていただけると理解しております。

大湾部長 今森脇委員がご指摘いただいていることはとても大切なことだと考えております。

ただ、実際に食物アレルギーを持っているということで学校で給食を食べられない子ども達がいるのは事実なんですね。そういう子ども達を少しでも我々がそういう除去食等の取り組みをすることで、皆と一緒に学校給食を食べさせてあげるといような取り組みになっておりますので、この検討委員会につきましては、実際学校給食の中で除去食をやっていきますよということで、それをいかに安全に間違いのないようにやっていくかということを目的とした検討委員会がございますので、今森脇委員がおっしゃっていることにつきましてはここで議論しないというわけではないんですけれども、一部するかもしれませんが、もう少し大きな話として捉えていきたいなと思っております。

森脇委員 そうですね。

中井委員 はい、よろしいですか？

八木教育長 はい、中井委員。

中井委員 こういうような検討委員会を作るといことは全国的な動きで、文部科学省の方から指定があったと思うんですけども、今でもアレルギー別の給食で、卵は今年の秋からとかそんなことを何かに書いてま

したね。

そんなことでされていると思うんですけども、その辺のところ
で、1つ委員会で基本的な学識経験者というのは大体皆入ってますよ
ね。学識経験者というのは、その先生がもっておられる専門的な立場
からということで、基本的には、今大体委員会とか規則を作るのはバ
ックキャストということで、「基本的にこうあるべき」という考え方
から色んなプログラムを作っていく考え方です。大体公務員の皆さん
はフォアキャストですよ。今現在こんなことが必要だからこういう
規則を作ろうかということで。

まさに今森脇委員もおっしゃったことと関係してくるんだけど
も、いわゆるバックキャストです。「本来こうあるべき」という考え
方からやっていく中で、こういったアレルギー問題について専門的な
知識が必要です。栄養教諭もそれぞれにアレルギーに対する知識は持
っておられると思うんですが、もう少しアレルギー問題の専門的な知
識を持っておられる方が必要だと思います。

他でも、先程審議しました協議会。この方が専門的な図書館の学識
経験者かどうかという議論はまた来年にしまして、そういう風な専門
的な方が入っていないというのは、これはいけないんですか？

現在の問題点を洗い出しをするという意味では現場に近い方が良
いのか、それとも森脇委員のおっしゃった食育も含めて、アレルギー
で将来的に高い指揮権の中でこの委員会を構成していくという、そ
ういうニーズは感じられなかったんですか？

大湾部長

先程もご意見がありますみたいに、大きな話として、元々こういう
アレルギー食をどうしてやっていないのかということについては、現
行的にも国の方からも手引書なんかである程度整備されてきている
のかなと。今回の委員会におきましては、基本的にはやっていくとい
う中で、実際の現場あるいは給食センター、学校というところで、い
かに安全に作っていかにか安全にそれを届けるか、事故がないようにす
るかということを中心に検討する機関として作っておりますので、ち
よっとステージが違うと言えば違う部分があるのかもしれませんがね。

ただ、今後新しい部分に入っていくとか除去食を増やしていくとか
いうことになったときには、そういう観点でまた委員さんを新たに配
置することも考えようかと思います。

中井委員

現場レベルの勉強会と言いますか。

大湾部長 勉強会と言うよりは、安全にするためのルール作りを優先にしたい
なと考えております。

中井委員 分かりました。

森脇委員 そこだと思うんです、私。だから、多分給食センターは安全第一だ
と思うんですよ。なので、消毒であるとかばい菌が入らないとかいう
安全が第一なので、そのもっと底辺にある食育のことがおざなりにな
っているようなこともあるのではないかなと思います。

安全は第一なんですけれども、安全にするためにがばがば消毒して
良いのかという、それがまたアレルギーを生み出しているのではない
のかということの中で、そういう観点から考えられる人がお1人でも
入られることによって、全面的に変わらないにしても随分違うんじゃ
ないかなと思ったんです。

私が食育を少し勉強しているものですから。その先生も論じていま
すし、一般論として世の中の流れとかそういうこともあるので、安全
だけではなくて、食育の方も給食センターの中にアドバイスする人が
1人でも入れれば質が変わっていく可能性があるのではないかなと思
っただけです。

これはすごく大切なことだと思うので、ご検討いただきたいと思
います。安全だけじゃない。

八木教育長 ですから、この設置要綱の第3条2項の8に、「その他、教育長が
特に必要と認める者」とありますので、例えばこういった論議が始ま
って、やっぱりそういう知見が必要だなと思ったら入れれば良い話だ
と思います。

森脇委員 そうですね。

八木教育長 それと、今私が給食センター所長や職員に対して言っているのは、
やっぱりまだ動き出して赤ん坊ですので、とりあえず安定的に日常の
給食が供給出来るようにしてくださいと、それを一所懸命お願いして
います。

確かに色んな初期故障は起こっています。やっぱり機械物ですの
で。その初期故障が起こった時も、もしもそれが起こったことによっ

て給食の提供時間がズレても構わない、学校長にごめんなさいと言え
ば済む話ですと言っています。無理して急いで、さらに大きな事故を
起こさないでくださいと、私はお願いしています。確かに、ちょっと
細かいトラブルは起こっているんです。ですから、そこでさらに大事
故にならないように注意してください。安定してからこの除去食
の話にしよ、これから特に夏休みがきますので、ちょっと職員も日々
の作業から解放される時期がきますので、そういうところでしっかり
検討していただきたいと。

さらに、可能かどうか分かりませんが、この除去食の試食会みたい
なものも対象になる保護者あるいはお子さんにも来てもらって、ちょ
うどそういうことが出来る場所が給食センターに出来ていますので、
そういうところを使ってやってもらえませんかということをお願い
しています。やっぱり保護者の方の期待もありますので、その期待に
応えられるように着実に歩みを進めて欲しいというお願いをしてい
るところです。

中井委員 では、関連質問よろしいですか？

八木教育長 はい。

中井委員 今ちょっと教育長がお話しされたことで質問しようと思った関連
質問なんですけれども、実は教育委員会でいわゆる現場ですよ、学
校。それともう1つは給食センターも現場。何の現場かと言うことは、
リスクを抱えた現場だということ。今教育長がおっしゃいましたけれ
ども、小さなトラブルがあるというのは聞いていました。

ただ、リスク管理では小さなトラブルを出来るだけピックアップし
て、それをクリアして大きな事故に繋がらないというのがリスク管理の
基本ですよ。それで学校は危機管理規程を作っていただいています
。先般これを議論して、我々も大津事件の後にいわゆる組織として
の危機管理規程の必要性を話して、その後何年か忘れていたんですけ
れども、3月に前の教育次長が、「実は教育委員会としての危機管理
規程はない」ということをおっしゃいました。それであれば、給食セ
ンターも危機管理規程がないと、こういうことですよ。

1番の根本は、大きな問題の対応をするための危機管理規程ではな
くて、小さな問題を小さな問題として捉えないということです。それ
と、いわゆる現場レベルからそれを管理されている教育長まで情報が

すぐに上がるような組織であること。これは皆さん方あるとおっしゃっているけれども、あるということで作らなければ全国にはどこにもないわけです。全国が危機管理規程を作ってそれに基づいて危機管理をされているということなので、食中毒や異物混入も含めて色んなリスクがあると思うので、給食センターだけの危機管理規程ではなく、教育委員会全体の危機管理規程が私は必要だと思いますけれども。

やっぱり危機管理規程は、「起こったときどうするのか」ということではなくて、「大きなリスクを伴うものを排除するため」の危機管理規程だということで、私は給食センターとしても教育委員会としての方が良いかもしれませんが、危機管理規程が必要だと思いますので、これは提案ということではなくて、教育委員会の教育委員として是非とも教育長に要望したいと思いますので、宜しくお願いいたします。

八木教育長 はい。給食センターの新しいセンターはハサップってやつですよね？

寺本所長 そうです。

八木教育長 ハサップ方式という段階で区切ってチェックしていくというので一応動いてますので。

中井委員 ですから、今おっしゃったけれども、ISOで動いているとか色々なことで動いているというのがあるけれども、動いているということが危機管理規程に入ってきて、この基準に基づいてやっていきましょうねということを書いているのが危機管理規程だと思いますので、是非とも宜しくお願いします。

八木教育長 はい。それでは、食物アレルギー対応検討委員会設置につきましては、一応質疑は終わったとさせていただきます。それでは、原案の通り承認してよろしいでしょうか？

全員 異議なし。

八木教育長 では、日程8 議案23号は原案の通り承認されました。続きまして、日程9 議案第24号「平成28年度交野市立学校評

議員の委嘱について」を議題といたします。事務局より説明をお願いいたします。

高崎次長

はい、失礼いたします。「交野市立学校評議員設置要綱」第4条の規定に基づき、校長より学校評議員の推薦がありました。指名につきましては別紙一覧表にしておりますが、総数として47名の方の推薦がございました。お名前に下線のない方につきましては昨年度より引き続き推選された方で、下線のある11名の方は今年度新たに推選された方です。

時間の都合上新たに推選された方のお名前を申し上げますと、交野小学校端野秀人様。校区内の保育園長をされております。幼保小連携に関しても造詣が深い方です。

郡津小学校松本信義様。郡津地区の副区長を務めて、見守りにも積極的に関わっていただいております。同じく、郡津小学校森岡幸子様。主任児童委員といたしまして、児童の家庭状況や課題を把握されており、地域からの信頼も厚い方です。同じく、郡津小学校山崎紀久様。PTA会長をされており、昨年度も役員、地域の活動にも積極的に参加されております。

藤が尾小学校坂本顕様。元市議会議員で、現在、藤が尾地区の様々な活動の中心的存在であり、地域振興や子どもの健全育成に献身的に活動されております。同じく、藤が尾小学校西野昌美様。大学の非常勤講師で、帝塚山大学の心理学部。4年にわたり集団づくりに関わって、人材育成・組織の活性化を目指すために客観的な立場からの助言をいただける方です。

私市小学校谷本紀之様。元枚方の小学校の校長先生でございます。昨年度まで枚方市教育文化センターに勤務されておりました。教職員の育成や保護者の相談業務に携わっていただいております。

第1中学校小川嘉治様ですが、元PTA会長で、学校支援コーディネーターもされており、地域の状況にも精通されております。同じく、第1中学校谷恒雄様は保護司をされております。卒業生にも積極的に関わるなど、教育に高い見識を持っておられます。

第3中学校中埜邦子様。保護司をされておまして、生徒の健全育成にも造詣が深い方です。

第4中学校伊藤紀久夫様。住職をされておりますが、本市で生まれ育ち、地域に精通しております。また、他市での教頭経験もあり、学校教育に高い見識を持っておられます。

評議員の任期につきましては、本日ご承認いただきましたら本日より平成29年3月31日までとなっております。以上、簡単な説明ではございますが、28年度学校評議員の委嘱についてご承認いただきますようお願い申し上げます。

八木教育長 はい、説明は終わりました。質疑を受けたいと思います。質疑はありませんか？

中井委員 はい。

八木教育長 はい、中井委員。

中井委員 昨年の評議員の承認の時にも少しお話したんですが、評議員の役割というのは、やっぱり地域とのつながりですよね。それで、今回28年度教育ビジョンにも、学校は評議員とかPTAの方々とか、いわゆる学期に1回お話を聞いてそれを自己の評価につなげると、こういう風な表現をされていると思います。

ところが、今は少ないけれども非常に高齢の方がおられて、来るのが苦痛だという方もおられると聞きました。基本的には、やっぱり出来るだけ若いといったら表現がおかしいけれども、従来の継続とか従来の慣習とかでは出来れば評議員は。校長先生の推薦だからあれですけども、そういう風な意見を前回申し上げたと思います。

それともう一つは、今回の教育ビジョンでも、学校評議員とかPTAとか今回の教育ビジョンはどういう表現をされていましてか？色々な意見を聞くという中で、例えば、学校評議員も地域とのつながり及び意見を聞く非常に貴重な人材だということで、出来ればだぶらない方が私は良いのではないかとということも多分前にお話ししたと思います。

それで、今回でも新たにPTAの会長が入っておられるけれども、PTAの会長の意見を聞く、例えば、教育委員の意見を聞く場というのは色々あるわけで、出来ればせつかく少ない学校評議員という意見を聞く場ですから、私はPTA会長とか教育委員も含めてね、だぶって校長先生が意見を聞く可能性がある方は出来るだけ外していった方が私は良いと思います。

それで、学校評議員を選定する際の学校教育部の方での校長先生への助言とかそういうものはされているんですか？

に関する規則の一部を改正する規則について」をあわせて議題といたします。事務局より説明をお願いいたします。

真鍋課長

はい。それでは、2つの規則の改正につきましてご説明させていただきたいと思います。

先の4月の協議会におきましても、改正の趣旨についてご説明をさせていただきました。市の生涯学習部の施設のうち、市民以外の方と市民と一緒に使われている施設があるんですけども、そこに料金格差がないという不公平感があるということで、その辺りの是正を目的に。また、今回来年4月より指定管理者が変わりますので、指定管理者が変わりますと5年間そのままの料金設定となりますので、今回の教育委員会の方で議案として上程させていただきます。

それでは、議案第25号のいわふね自然の森スポーツ・文化センターの方のご説明をさせていただきたいと思います。本日お配りさせていただいております資料の新旧対照表4ページをご覧くださいと思います。

まず、いわふね自然の森スポーツ・文化センターでございますが、現在スポーツレクリエーションセンターの方で市外の方が使われる場合は、すでに料金格差を1.5倍つけさせていただいております。その他の施設につきまして同様の料金格差をつけたいということでございます。また、改正箇所でございますが、4ページ目の左の方ですね、以下別表において同じと。これはどういうことかと言いますと、後の表の方でも「市民等とは」という市民の規定が出てまいりますので、これまでの規定ではスポーツレクリエーションセンターだけがそういう格差を求めて規定していたんですが、次から規定を変えたいということですので、ここに「以下別表において同じ」という規定を入れさせていただいております。

5ページ目を見ていただきたいと思います。キャンプ場の利用料金でございますが、ここに市民等以外の利用料金1.5倍をつけさせていただいているということでございます。

続きまして、6ページ目。6ページ目の天体研修センターにも同様の1.5倍。創作研修室5,000円のところが、市外の方が利用されると7,500円になるということでございます。

次の7ページ目をご覧くださいと思います。陶芸釜利用料金、炭焼き釜利用料金。これも同様に1.5倍の利用料金の格差をつけさせていただきたいということでございます。

続きまして、議案第26号 総合体育施設の管理運営に関する規則でございます。こちらの方は3ページをご覧くださいと思います。3ページの方で、まず上の方の(2)一般開放利用料金。こちらの方は、もうすでに団体等が利用する場合市民以外の方が利用する場合には2倍の格差をつけさせていただいております、一般開放が年に数回あるんですが、その場合も市外の方が利用される場合は同額の2倍の格差をつけさせていただきたいということでございます。それと、(4)トレーニングルーム会員利用料金、(5)スイミングスクール会員利用料金でございますが、こちらの方は以前ご説明させていただきましたとおり、周辺市の民間のトレーニングフィットネスやプールの利用料金の差を見ますと、1.3倍ぐらいを目途に改訂させていただきたいということでこのような料金格差の提示をさせていただいたということでございます。

以上で、議案第25号、議案第26号の説明を終わらせていただきます。宜しくご審議お願いいたします。

八木教育長

はい、議案第25号、26号についての説明は以上です。

簡単に言いますと、例えばスポレクの方ですと、今まで一部の部分には市民以外の場合1.5倍というのがあったんですが、一部それになってなかった部分がありました。具体的に言いますと、ロッジとかバーベキュー、陶芸釜がそうになってなかったんですが、そこも1.5倍にするよというお話でございます。

また、総体施設の方は所によって2倍になったり1.3倍になったりするんですが、この差があるのは以前説明したとおりなんですけれども、市民料金をこちらにも設けますよという規則の変更でございます。

これについて質疑はございませんか？よろしいでしょうか？

中井委員

はい。

八木教育長

はい、中井委員。

中井委員

この料金設定で、市民の方に事前にヒアリングとかそんなことはされていないですか？別にしていない？

真鍋課長

アンケートなどで要望があって、その辺りを踏まえまして内部の方

で色々な検討をしました。

中井委員 要望というのは、いわゆる市民以外の人と市民が一緒だったらマズイと、こういう風なアンケートに基づいてということですか？

真鍋課長 そういう要望もございました。

中井委員 そうですか、わかりました。

1点利用者側の疑問なんですけれども、従来から入場に整理券等利用する場合は1.5倍ということがあるんですけれども、いわゆるスポーツレクレーションセンターの体育室の利用料金で。

八木教育長 どこかに規定が書いてあったと思いますけれども、何条にあたるどころですか？

中井委員 この表の、小・中学生が市民の場合は0.5倍でしょ、料金。市民等以外の場合は、小・中学生は1倍料金ということですね。それと市民等以外が利用する場合1.5倍。この辺は別に良いですよ。

その次、入場料、整理券等を利用する場合ということで、先般新春コンサートをやったときに、無料だったので入場者が非常にオーバーするということがありました。ということで、入場者を整理するために整理券を配布したんですよ。そしたら料金が1.5倍だと言われてしまったんです。結果的には料金は1倍で終わりましたけれども、消防法上の危機管理のために整理券を発券したのに、どうして入場料と整理券がイコールなのかということをお聞きしたい。

この中でこういう発言をして申し訳ないですが。そんなことが現実にはありましたので。1倍と1.5倍はすごい違いですので。そんなことがありましたので、どうしてこんなところに整理券が入っているのかなと思って。有料か無料でしょ？原則的には。有料の場合と無料の場合の料金ということですよ。それはそれで良いんでしょうけれども、整理券という言葉がちょっと。現実、整理券の使われ方とこの料金とちょっと誤解があるかもしれないので、1度検討していただくようにお願いします。

八木教育長 はい、他に何かございませんか？よろしいでしょうか？

亥埜委員 1つだけちょっと意見で。

八木教育長 はい。

亥埜委員 お客さんの立場で、市外の方が1.5倍と書かれたらちょっと気分が悪いですね。どうして高いのかなと思います。交野市民は3割引きとか書かれていたら、表現の違いですけどもそういう気持的な問題が。

八木教育長 高くしといて値引きした方が見栄えが良いという。

亥埜委員 そうです。何か1.5倍と言われたら、「なんでやねん」と思います。

中井委員 ちなみに、枚方市民会館は同じ料金じゃないかな。枚方市民と。経験則で言っていますけれども。

八木教育長 どこかで前調べてましたよね、あちこち。

中井委員 そうですか。

八木教育長 調べてちょっと色々あったと思いますけれども、調べてはいます。その中で例えば、先程の1.3倍とか、その辺はスイミングとかその辺を全部調べた上でこの辺が妥当だろうということで。

亥埜委員 前見せてもらいました。

八木教育長 そうですか。

森脇委員 それ良い意見ですね。全然違いますもんね。

亥埜委員 表現の仕方枚方の方が。

森脇委員 参考にされたらどうですか？表し方。

中井委員 いやいや。

羽石教育長職務代理者

あとね、これはちょっとここに書いていないけれども、今は摂南大学と交野市が包括連携協定を結んでいて、交野市の市民さんが摂南大学を使うときには大体アップしたお金はいただけていません。特別ということでやっているんですが、大学の学生のゼミがあるとか研究会で使いたいというときには、市民以外のところにすべて入ってしまうのか、大学側からも時々聞かれているんですが、そういう包括連携協定を結んでいても何もメリットがないのかなという話が時々あるんですが、その辺は何か配慮出来るようなことはないのかなという気がします。

古賀次長

包括連携協定の事業の中で、交野市と一緒に共催を行うような場合につきましては交野市の料金というような取り扱いをさせていただいております。

羽石教育長職務代理者

その包括連携協定の枠組みにするんですよというのが、例えばね、各ゼミの学生さんが合宿したい、そして交野市の施設で勉強会したいというようなケースも時々あるんですが、そういうときには包括連携協定の中のはっきりした、こういうときにはこれにあたりますよというような決まりは今ははっきり出来ていないんですよ？

古賀次長

今の判断基準といたしましては、その事業が包括連携の事業の中で実施されている。交野市がともに共催して行っている事業かどうかということで料金の考え方をしているのかなという風に考えております。今おっしゃっていただいているような、例えば連携協定を結んでいる大学の事業の中で、大学側が単独で行う部分については、今現在のところはおっしゃっていただいているように、市外扱いとしての取り扱いがなされているというのが現状かなというところでございます。

羽石教育長職務代理者

協定の範疇というときには、市民扱いでやるということですか？

古賀次長

そうですね。現状としてはその取扱いがなされております。

羽石教育長職務代理者

分かりました。ありがとうございました。

八木教育長 はい、それでは一応議案第25号及び第26号につきましては、原案のとおり承認してよろしいでしょうか？

全員 異議なし。

八木教育長 はい、異議なしと認めます。本件につきましては、原案のとおり承認されました。

 それでは続きまして、日程12 議案第27号「交野市生涯学習基本計画推進委員会委員の任命について」を議題といたします。事務局から説明をお願いいたします。

真鍋課長 はい。「交野市生涯学習基本計画推進委員会委員の任命について」をご説明させていただきたいと思います。本日お配りさせていただいております議案第27号の資料をご覧くださいと思います。

 まず、1ページ目が予定者名簿となっております。2ページ目をご覧くださいと思います。2ページ目がこの3月末に制定されました交野市生涯学習基本計画推進委員会の条例でございます。第1条に設置目的が書かれております。組織といたしまして、第3条をご覧くださいと思います。第3条の方に、委員会は委員10人以内で組織する。それと、委員の構成でございますが、(1)学識経験者、(2)生涯学習に関わる関係者、(3)公募による市民、(4)その他教育委員会が必要と認める者ということでございます。この第3条に基づきまして、今回この委員の候補者を事務局の方で教育委員の皆様にご審議をいただきたいと思いますと考えまして上程をさせていただいたものでございます。

 まず、1ページ目をご覧くださいと思います。今回予定者名簿として挙げさせていただいております。条例に書かれております区分の順に説明をさせていただきますと、(1)学識経験を有する者として、村田俊明様。摂南大学名誉教授で学校経営学、学校教育学。それと、交野市の教育の点検評価を当初よりやっただいておりまして、学校教育並びに生涯学習両方に精通されているということで今回お願いをしたいと考えております。

 次に、藤田美佳先生。奈良教育大学特任教授。ご専攻は社会教育、多文化・異文化間教育ということでございます。なお、藤田先生でございますが、文部科学省の超高齢社会における生涯学習の在り方に関する検討委員である堀先生よりのご推挙でございます。先日も色々お

話をさせていただきますと、現在生涯学習の方でもやっています日本語学級とか、ちょっとまだ色々な生涯学習に交野市としても力を入れていかないといけないというところに関しましても非常に精通されている先生でございます、そういう先生にも入っていただきたいと考えております。

(2) 生涯学習にかかわる関係者といたしまして、まず体育協会より推薦をいただきまして、木村幸子さんでございます。それと、2番目の富田芳一さんは交野市文化連盟。元生涯学習部の方にも所属をされておりました。3番目が交野市青少年指導員会より北村安揮男さん。それと、交野市図書館協議会。すみません、審議会となっておりますが、協議会でございます。現在会長をしていただいております澤田種治さん。それと、最後にPTA協議会より谷泰乃さん。各団体より推薦をいただきました。この方々が1番今回の計画にもっとも適任であろうということで推薦をいただいております。

(3) 公募による市民でございますが、5月19日までの間に広報及びホームページで2名を公募いたしまして、結果でございますが2名の応募にとどまったわけでございます。それで、20日に市及び教育委員会の部長からなる選定委員会を開催し、2名の小論文を審査しましてこの2名の方が適任ということになりましたので、今回公募委員として挙げさせていただいております。

1人は竹永睦生さんであります、現在郡津在住の70歳。京都工芸繊維大学の参与でございまして、元副学長をされていたということでございます。大学で10年間培ったことをこういう会議の参考になるのではないかとというようなご意見をお持ちでした。専門は工業化学で、工業博士の資格をお持ちでございます。

もう1人は蒲田秀佳さんで、交野市の私市山手にお住まいでございます。現在生涯学習部の社会教育課の家庭教育学級ポラリス、そちらの家庭教育学級の方もしていただいております。また、健やか部の方の子育て支援課の方でも色々な活動をしていただいておりますので、健やか部の子育て支援の色々な事業にも非常に精通されているという方でございます。このお2人を挙げさせていただいております。

最後に、(4) その他教育委員会が必要と認める者ということで、久富誠先生にお願いしたいと思っております。久富先生は、ご存知の通り先日まで第4中学校の校長先生でございます、今年より私市小学校の校長をされております。小学校、中学校とも色々な事に精通されてい

るといふことで、学校支援本部事業など今後活性化していかないと
いけない事業へも色んな学校の情報のことを分かっていらっしゃる
といふことで是非お願いしたいと考えております。

以上、10名を予定者として今回承認をお願いしたいと考えており
ます。どうぞご審議宜しくお願いいたします。

八木教育長 はい、説明は以上のとおりです。質疑を受けたいと思います。質疑
はございませんか？よろしいでしょうか？

中井委員 じゃあよろしいですか？

八木教育長 はい、中井委員。

中井委員 委員を拝見させていただいて非常に不安を持っております。実は、
先般から申し上げておりますけれども、今年の初めの頃に教育委員の
研修会がありまして、それぞれチーム学校として学校に民間の力を入
れて、先生に授業を集中してもらおうという中で、いわゆる地域と学
校がどういふ連携をしていくかといふところとか、色んな地域とのつ
ながりを勉強しました。私が入った講座は、羽石教育長職務代理者と
ご一緒にいわゆる生涯学習の重要性につきまして色々とレクチャー
を受けました。

これは、中央教育審議会での今後の生涯学習がどうあるべきかといふ
ところを文部科学省の生涯学習の課長補佐やったかな、女性が聞いて
いました。それと、一部私が交野の現状も質問してお話いたしました
けれども、いわゆる交野の生涯学習が日本の先進を走っているといふ
のはなかなか難しいといふことで、我々自身も非常にこの計画も含め
て生涯学習の充実を図っていかねばならないといふ風に思った
わけです。

その辺の1つの中で、いわゆる生涯学習の考え方がそのお話の中で
大きく変わってきたと。そういう中で、先程藤田先生のご紹介の中で
超高齢化社会といふことをご紹介されましたけれども、今後の生涯学
習といふのは、学校教育と生涯学習との連携とか地域のつながりを非
常に重視していると。従来の生涯学習といふのは、我々みたいな高齢
者といふんですか個人的な営みをどう支援していくかといふこと。いわ
ゆる老人大学とかですね、そういう中でどう充実させていくかといふ
ことが基本的に多かったように思い浮かんでおりますけれども、今後は

そういうことではなくて、地域と子どもがどう学ぶとかそういうことが大きく変化していくと思います。これは、中央教育審議会では生涯学習からの勉強の資料を皆さんにコピーをお渡ししていますので、どう変わっていくかというのは皆さんすでに読んでいただいていると思います。ご提案いただいている真鍋課長も読んでいただいていると思うんですけども。

そんな中で1つ。先程1番最初に申し上げましたバックキャストという考え方の中で、やはり今後こういうような基本計画を作るためにはこうあるべきだということの中で、そういうようなコンセプトの中でどう計画を作っていくかというのは非常に大事だと思います。委員の皆さん方は経験と知見と考え方が必要だということの中で、本当にそういう風な将来的に交野の生涯学習がこうあるべきだということからこういう基本構想を作っていただけるのかということに対して1つ不安を持っています。

ということは、この生涯学習はこうあるべきだというのは、我々教育委員会、教育委員に要請されているんですよ。その辺のところ、我々教育委員会に要請されている成果が期待できるのかということは我々に義務と責任があるわけですから、当然意見を申し上げなければならないと思います。その中で、本来生涯学習がこうあるべきだということをこの委員会の中でどなたが言っていたらいいのか。どなたがそういう風なバックキャストの考え方をもち込んでいただけるのかということが非常に不安です。

ということで、「その他教育委員会が必要と認める者」なのか、「学識経験者」。ということは、自分が胃がんをどうしても治して欲しいというときに眼科の先生には相談に行かないですよ。やっぱり皆必死になって胃がんの先進的な治療を研究されている、勉強されている方に意見を求めていくと、そういう風なところは、例えば学識経験者というところもありますので、その辺のところ、私の求める成果と非常に不安があります。

先程の図書館のときにも、今回の議案が1名の変更だけだったのでお話しなかったんですけども、例えば、図書館の基本計画を作るときでの学識経験者ということであれば、同じ大学でも図書館学を勉強されていて、いわゆる学校図書館と市の図書館との連携を専門に勉強される教授がおられるわけですよ。本来であれば、学識経験者というのはそういう人を入れていかなければ、やはりバックキャストというのはなかなか実現できないのではないかなと思いますので、その辺

の委員会の選任につきましてはそういう風な配慮も踏まえて追加委員が必要ではないかなと、私はこういう風に思います。

八木教育長 よろしいでしょうか？

中井委員 はい。

八木教育長 ここに10名の方が挙げられていて、私はそのうちの半数の方を存じ上げていますが、中井委員の今の発言は若干失礼だと思います。

中井委員 いやいや。

八木教育長 いや、私は失礼だと思いました。私はこのうちの5人しか知りませんよ。中井委員がどれくらいご存知か知りませんが、若干私は失礼なご発言だと感じました。

中井委員 いや、これは今録音されているから。私の考える生涯学習ということでは不足だと。委員が不足しているということで、具体的に、例えば学識経験とかそういうことで本当に知見を有する方を入れることが必要ではないかなと、そういう意味で言ってるわけです。1人1人の方に対して言ったわけではないので、今の教育長の発言というのは取り消していただければと思います。

八木教育長 そんなことしません。取り消しません。

中井委員 もっと具体的に言うと、点検評価につきましても村田先生がしていただいていますけれども、基本的には学校評価に対しての点検評価であって、これも問題点を指摘したと思いますけれども、いわゆる生涯学習についての点検評価ではなかったと、こういう風に思います。

真鍋課長 先程の超高齢化社会の先生は堀先生なんですが、今回アドバイザーとして入っていただきましてチェックをしていただくことになっております。堀先生は大阪教育大学教授で、最初に委員としてご就任いただきましたかたんですけれども日程が合わないということで。逆に事務局サイドで色々まとめて堀先生と打ち合わせをさせていただくということでご理解いただいているんですが。

中で、それは当然市民の意見も聞かないといけないでしょうけれども、例えば1つの手法として、やっぱり事務局もどういう風な生涯学習が良いのかという中で、1つは講演なりそれに基づいてのパネルディスカッションとかね。その中で村田先生とか藤田先生に出ても良いんだと思うけど、その中でやっぱり生涯学習の考え方、村田先生や藤田先生のお考えも分かるでしょうし。

もう1つの懸念で、それぞれの団体から推薦していただきましたとあるけれども、普通一般的にですよ、今回が良い悪いという話ではなくて、やはり委員会・審議会の中で団体推薦の委員さんというのは一般的に批判を浴びる場合が非常に多いですよ。そういう構成の中で本当に交野としての生涯学習ということあれば、先程バックキャストのお話をしましたけれども、本来の生涯学習は交野はこういうものを目指すんだという議論の積み上げの中でのフォアキャストも良いでしょうけれども、やはり今言いました1つのバックキャストということであれば1つの提案として、そういうシンポジウムなどの中で皆でこういう風な生涯学習が良いよねということはこの委員会の委員さんにも理解してもらおうということが非常に大事なんじゃないかと思えます。

別に私の意見を押し付けるということではないですが、やっぱり交野市の1つの基準というのを皆で共有化して、そこから1つの基本計画を作るということが大切だと思います。これは、計画を作る前にそういうシンポジウムとかパネルディスカッションなどを事務局が主催されてというのは一般的にある話で、私もいくつも経験してますから、それも1つのご提案として提案したいと思います。

八木教育長 はい。当然推進委員会の流れの中でそういったこともあろうかと思えますので、よろしく願いいたします。それでは、質疑はなしということよろしいでしょうか？

全員 はい。

八木教育長 では、これで終わらせていただきます。それでは、第27号「交野市生涯学習基本計画推進委員会委員の任命について」は、原案のとおり承認してよろしいでしょうか？

羽石教育長職務代理者 異議なし。

森脇委員 異議なし。

亥埜委員 異議なし。

中井委員 棄権します。白紙です。

八木教育長 はい、1名棄権ということで記録をお願いいたします。

中井委員 白紙です。

八木教育長 はい。それでは、以上で日程12 議案第27号を終わります。これもちまして、本日定例教育委員会に付されました案件のすべてが終了いたしました。

続きますして協議会に入りたいと思います。宜しくお願いします。

交野市教育委員会会議規則第20条の規定により署名する。

交野市教育委員会

教育長

委員
